

仙台市安全安心街づくり推進会議 平成30年度第4回会議 議事録

- 開催日時** 平成30年9月18日(火) 18:00～19:30
- 開催場所** 仙台市役所本庁舎8階ホール
(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)
- 出席委員** 相澤雅子委員、板倉恵子委員、桔梗美紀委員、金政信委員、西條淳一委員、佐々木好志委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、佐藤芳文委員、渋谷セツコ委員、中島淳委員、原美香委員、保角博行委員、堀籠仁委員〔14名〕
- 事務局** 斎藤恵子市民局長、新妻知樹生活安全安心部長、佐藤秀生活安全安心部参事、沼田和之市民局参事兼市民生活課長、佐々木裕一郎市民生活係長
(オブザーバー：赤間博之宮城県警察本部生活安全部生活環境課経済調査官)
- 議 事**
- 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 協議
客引き対策について
 - ①実態調査結果について
 - ②(仮称)仙台市客引き行為等の規制に関する条例(中間案)について
 - ③他都市の条例制定後の運用について
 - ④中間案に関する市民意見募集及び今後の予定について
 - (2) その他
 - 3 閉会
- 配布資料**
- 資料1 実態調査結果
- 資料2-1 (仮称)仙台市客引き行為等の規制に関する条例(中間案)の概要
- 資料2-2 (仮称)仙台市客引き行為等の規制に関する条例(中間案)
- 資料3 他都市の条例制定後の運用について
- 資料4-1 中間案に関する市民意見募集及び今後の予定について
- 資料4-2 (仮称)仙台市客引き行為等の規制に関する条例(中間案)に関する意見募集について

1 開会

○市民生活係長

※配布資料の確認

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
ただいまから平成30年度第4回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。
まず、初めに会議の成立につきましてご説明いたします。

本日は、原委員がまだいらっしゃっていませんが、その他の委員の皆様全員にご出席いただいておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定により、会議が成立している旨をご報告させていただきます。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様事前に送りました資料につきましては、お持ちいただいておりますでしょうか。事前にお送りいたしました資料でございますが、次第、資料1、資料2-1・2-2、資料3、資料4-1・4-2となっております。このうち、資料1をご覧いただきたいと思うのですが、資料1がもしかすると皆様にお送りした資料について、裏紙を使っている可能性があるのですが、ちょっとご確認いただいてもよろしいでしょうか。皆さん、裏紙になっていませんか。では、後ほど係員の方で交換させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日の席次表につきましては、お手元に配付をしておりますので、ご確認いただければと思います。

資料の方、裏紙を使用いたしまして大変申し訳ございませんでした。

また、今回もオブザーバーといたしまして、宮城県警察本部生活安全部生活環境課経済調査官の赤間博之様にお越しいただいております。赤間様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと思います。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、ご発言の際はマイクをご使用いただきたいと思います。本日は会場の都合上、係員がマイクを持っておりますので、ご発言なさる場合は挙手をお願いいたします。

それでは、金会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

○金会長

それでは、これより会長であります私が会議の議長を務めさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、初めに、会議の公開・非公開についてですが、今回は非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

続きまして会議録についてですが、今回も会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

前回は、佐々木好志委員にお願いしましたので、名簿順により今回は佐々木廣美委員にお願いしたいと思います。佐々木委員、よろしいでしょうか。

—佐々木廣美委員了承—

(1) 協議

客引き対策について

- ①実態調査結果について
- ②（仮称）仙台市客引き行為等の規制に関する条例（中間案）について
- ③他都市の条例制定後の運用について

○金会長

それでは、議事に入ります。

(1) 協議の客引き対策についてでございます。

なお、本日の会議の進め方ですが、①から③まで一括して事務局よりまず説明を行い、その後皆様よりご意見、質問をお受けする形で進めたいと思います。

それでは、事務局より①から③までの事項につきましてご説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それでは私の方から、まず資料1に基づきまして、実態調査の結果についてご報告申し上げます。資料1をご覧ください。

これは、私どもで毎月1回、現在実施いたしております客引きの人数の調査でございます。18時台から23時台までを調査してございます。対象につきましては、国分町及び中心部のアーケードを対象としているところでございます。

ご覧いただきますとお分かりのとおり、ピーク時というのは概ね21時台にピークが参っておりまして、200名を超える状況というのが続いてございます。

また、8月・9月につきましては、この200を超えるという状況が23時台に及んでおりまして、長時間の活動が見られるといった状況でございます。

以上のように、本年に入りまして、客引きの数、あるいはその活動する時間というのが、高い状況が続いているというのがこの実態調査の結果から分かるという点でございます。

続きまして、資料2-1、これがこのたび取りまとめました中間案の概要でございます。本日は資料2-2、中間案の詳細の資料に基づきましてご説明を申し上げます。資料2-2をご覧ください。

1のこの条例の目的でございますが、客引き行為等について必要な規制を行うことにより、市民の皆様が安心して公共の場所を通行し、または利用することができる環境の確保によりまして、魅力ある安全安心で快適な街づくりを目指すものでございます。

2番目が、定義でございます。客引き行為等に関する定義、まず定義でございますが、公共の場所におけます次の4つの行為を指しております。客引き行為・客待ち行為・勧誘行為・勧誘待ち行為でございます。客引きは通行人、不特定の中から相手方を特定して客となるように誘う行為。勧誘行為も同じでして、相手方を特定して役務に従事するよう誘う行為、客待ち行為・勧誘待ち行為は、客引き・勧誘を行うために待つ行為を指します。市民等・事業者等・地域団体の定義につきましては、記載のとおりでございます。

解説のところにもございますように、客引き行為及び勧誘行為については、業種を問わず以下の3点を満たす行為をいいます。1点目が、公共の場所で行われる行為ということでございます。ここで申します公共の場所というのは、いわゆる国または市が持つような道路はもちろんでございますけれども、例えば建物の周りに設けられております公開空地、これは容積率の緩和のために公開の空地ということで、どなたでも利用できるという空間を街中でつくっております。

これは、私有地ではございますけれども、公共の用途に供するというものでございますので、これは対象となります。

他方で、完全な私有地というのは、当然ながらそこに管理者がおり、誰でも入れる場所ではありませんので、そういったものは原則除かれるというものでございます。

2点目が、相手方を特定して行われるということでございまして、不特定の方に広く呼びかけるような、いわゆる呼び込みといったものは対象となりません。

3点目が、客となるよう誘う行為でございますので、具体的に交渉を求めるような行為というものが対象となります。

従いまして、一番最後の丸にございますように、不特定の者に対する呼びかけ、これはいわゆる店頭での呼び込みとかいわれるものは対象外でございますし、ティッシュ・チラシを配布する行為や看板等を掲げて宣伝する行為は、条例の規制の対象となりません。ただし、②・③につきましては他法令での規制を受けることがございまして、具体的には人の往来の激しいところでの②チラシ等の配布につきましては、道路交通法に基づきまして、警察署より道路使用許可を得る必要があるといったような制約がかかるものでございます。看板を掲げて宣伝する行為も同様でございます。

続きまして、3の市・事業者等・地域団体・市民等の責務でございます。市の責務といたしましては、事業者、市民等に対する意識の啓発を図るとともに、その他必要な施策を推進するものとします。

事業者等の責務としましては、客引き行為等の規定について、これが行われないよう従事者・その他関係のある者への指導・監督、その他必要な措置を講じるものとします。併せて、市の施策への協力もするものといたします。従事者への指導・監督というのは非常に重要でございまして、客引きを行わせないために、具体的に例えば雇い入れ時に十分な教育を行い、その後も指導・監督を十分に行うといったことが必要となります。

指定区域内の地域団体の責務でございますが、指定区域内にございます地域団体については、巡回契約等を実質的に推進するものといたします。

市民等の責務といたしましては、客引き行為等の規制に関する市の施策に協力する。具体には、規制区域内において客引きを利用しないなどが想定をされております。ここは、協力するよう努めるものとするということで努力義務としてございます。

続きまして、3ページをご覧ください。4番の客引き行為等の規制区域の指定でございます。規制区域は、地域団体と協働して客引き行為等の対策に取り組む必要があると認める区域を規制区域に指定することができます。具体には、解説にもございますように客引き行為等を行う者が多数存在する。区域内の地域団体や居住されている方々から指定の要望があ

る。客引き行為等を行わせないため、地域団体による自主的な取り組みが行われているか、今後行う予定がある、意識があると申し上げてよろしいかと思いますが、こういった区域を指定することを想定してございます。

規制区域の指定にあたりましては、本会議「仙台市安全安心街づくり推進会議」の意見を聴くものとしたします。

5番目の禁止行為でございます。規制区域内においては、次の行為が禁止されます。

1点目が、客引き行為等を行い、又は行わせること。行わせることも含みますので、従業員又は他の者に委託するなど、自らが行わなくても行わせることをした場合は、行わせることが禁止されます。

2点目が、事業者等が客引き行為を受けた者を客として自ら店舗営業場所に立ち入らせることが禁止されます。これは、客引き行為を依頼したかどうかにかかわらず、現に客引き行為を受けて、客として現れた者を自店舗内に入れるということが禁止されるというものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。勧告等の実施でございます。

規制区域内におきまして禁止行為をした者に対する対応でございますが、まずは勧告が行われます。勧告が行われていた後、それに従わない、つまり禁止行為を再び行った際は、命令を行うこととなります。命令を受けた者が、またこれに従わず禁止行為を行った場合につきましては、氏名・店舗名の名称や所在地等が公表されます。公表につきましては、後でご説明申し上げます市の行う調査に対しまして、拒み・妨げ・虚偽の陳述をした場合についても公表がございまして、また、氏名等の公表を行った際には、いわゆる営業場所を提供している方、ビルオーナーであったり大家さんであったりする方に公表に係る事項を通知することができるとしております。

7番の罰則でございます。

罰則を設けておりまして、次の場合には5万円以下の過料を科すこととなります。規制区域内において禁止行為をした者が、命令を受けたにもかかわらず、その命令に従わなかった場合、公表のほか5万円以下の過料となります。調査を受けた者が正当な理由なく、拒み・妨げ・虚偽の陳述をした場合も過料となります。

解説にもございますように、この過料はいわゆる罰金といったような刑事罰とは違い行政上の罰でございますので、仙台市が科し、徴収するものでございます。一連の流れを5ページの上のところにとりまとめてございます。禁止行為があり、勧告・命令・過料となり、過料に加え、公表が行われることもございます。また、過料を受けた者が再び禁止行為を行った場合につきましては、最初から勧告ということではなく、既に勧告を受けておりますので命令を直ちに行うといった運用となります。

8番の調査等でございます。

条例の目的を達成するため、禁止行為をした者に対する質問、禁止行為をした者の店舗や事務所に立ち入って行う調査の権限を市に付与いたします。

関係機関との協力でございます。

条例の目的を達成するために必要があるときは、関係警察署の署長、その他関係機関の長との相互の情報提供、その他必要な協力を行うものいたします。主に警察署との情報共有というのを想定しておりまして、現行法令上も警察が取り締まりを行っております風営法、又は県の迷惑行為防止条例の取り締まりに関する情報と、条例施行後、市がこの条例に基づきまして行う取り締まりに関する情報を相互に可能な範囲で共有することにより、効果的な客引き対策というのをともに進めていくための規定でございます。

10番、運用でございます。

解説のところにもございますように、条例の目的を達成するためには、地域団体との協力のもと、地域の実情に即した運用ということが非常に肝要かと思えます。業種を問わない幅広い客引き行為の規制といった内容からしましても、あるいは目的が地域の魅力あるまちづくりといった観点もございますので、地域との丁寧な協議を行いながら条例を運用していくことが必要と考えておりまして、この規定を明文化したものでございます。当然ながら警察との定期的な協議というものも、条例による効果的な取り締まりを行う上で必須でございますので、同様と考えてございます。

続きまして、資料3をご覧ください。これまで私どもで取りまとめました中間案の概要について申し上げましたが、具体的にイメージを持っていただくために、他都市の状況につきまして、簡単にご報告申し上げます。

まず京都市でございまして、規制区域はご覧のとおりでございます。元々は祇園・河原町、京都の一番の歓楽街でございますが、ここが指定されておりましたがその後錦小路周辺とか、東洞院の方に客引きが見られるようになったということで、平成29年4月からはこの地域も指定されてございます。また、京都駅前についても指定がされているといったことでございます。

東洞院・錦小路の周辺につきましては、客引き行為をする者がそちらに逃げたというような側面もあるかと思えますが、ご承知のようにならうかその地域につきまして、現在新たに京の町屋を活用した居酒屋とか飲食店というのが、集積が進んでおりまして、結果として新たな繁華街と申しますか、歓楽街というのが形成されつつあるといった事情もございまして、こちらのほうに移動していったと。あと、京都駅前についても、やはり集積が進んでいるものと承知しております。平成29年10月1日からは京都タワービルの周辺、これは京都タワービルの所有地内での客引きがやはり多いということで、追加の指定がされてございます。

それから裏面をご覧くださいまして、更に追加がございまして今度はビルの敷地の一部といったところまで指定を受けるということがされているということでございまして、当初指定した区域外であっても客引きが多く見られるようになった場合には、随時指定を増やしているという例でございます。地域・警察と連携した活動といたしましては、月6回1時間程度、警察・地元住民・市役所の合同のパトロール、警察との合同巡回の実施が行われているところでございます。

続きまして、次のページにお進みいただきまして、兵庫県の状況でございます。規制区域は神戸市三宮駅前だけでございますが、ここには神戸市の条例ではなく、兵庫県の条例

での規制となっております。区域は図面のとおりでございまして、阪急神戸三宮駅前の一角が指定されてございます。

指導等の実績は記載のとおりでございまして、地域との連動した活動といたしましては、月1回のパトロール、それから年2回大規模なキャンペーンを行ってございます。また、概ね月2回1時間程度、警察と県庁、県条例でございまして取り締まりは県が行ってございます。県の街頭での取り締まりを担当する指導員と警察の警察官が合同で1時間、30分が一番客引きが賑わう場所に立ち、残り30分は巡回を行うということで、連携して取り締まっているのだということを示すといった効果が出ていると聞いてございます。

続きまして、次のページにお進みください。

こちらが大阪市でございまして、大阪は「キタ」と「ミナミ」で各々指定してございます。キタ地区につきましてもこのように指定をされているのですが、大阪の指定の特徴といたしましては、面的なこの一角全部というのではなく、通りごと、大阪でいう「筋」ごとに指定がされてございます。これは、営業の自由の制限等を考慮したものと思いますが、きめ細やかな指定がされておまして、あまり客引きが見られないところについては指定が行われていないといったところがございまして、メインの通りは指定されているけれども、横道はされていないといったような指定がされてございます。

報道等によりますと、このキタ地区については近々更に北新地のほうまで指定が広がるという話もございまして。

続きまして、次のページがミナミ地区でございまして、こちらも同じように「筋」単位での指定となっております。

もう1枚おめくりをいただきますと、指導の体制についても大阪市の場合、公表されておまして、指導員の数は26名と、非常に多い数となっております。警察OBの市の非常勤嘱託職員でございまして、平成29年度の実績はこのとおりでございます。

地域・警察と連動した活動といたしまして、ミナミ地区でございまして、月1回1時間程度のパトロールが地元主体で行われているということでございまして、キタ地区においては実質的な活動というのが毎週行われていると聞いてございます。また、啓発目的のパレードも行われてございます。

続きまして、4番が新宿区でございまして、規制エリアは歌舞伎町の一丁目と二丁目、それから新宿二丁目・三丁目・西新宿一丁目ということで、歌舞伎町と新宿駅の東西のエリアが指定されてございます。指導の体制・実績等でございまして、区の職員は非常勤嘱託職員1名がございまして、取り締まり等はこの職員が中心になって行います。新宿の特徴といたしましては、別途街頭での広報啓発活動ということで、街頭に立ちまして客引きをしないようにということと呼びかける活動を業務委託によって行ってございます。委託先は警備会社でございまして、これが10名ほどでございまして。

指導等の実績はこのとおりでございまして、地域・警察と連携した活動につきましても、週3回、かなり多い数でございまして、パトロールを地域と区で行っているというところでございます。

続きまして、5番が港区でございまして、平成29年4月から区内全域が指定されて規制区域となって禁止されてございます。

指導体制につきましては、指導員の数が42名ということでございます。これは、新宿区は街頭啓発を委託してございますが、港区は指導の部分まで委託で実施をしております、42名と非常に多い数でございます。これは、港区は新宿・六本木・赤坂・新橋というように、大変歓楽街・歓楽エリアが非常に大きいということがございまして、このような多い人数となっているというところでございます。

啓発目的のパトロールの実施につきましては、月1回1時間程度、六本木周辺で行われるなど、活動がされているといったところでございます。

引き続きまして、具体の、更にイメージを持っていただくために、視察の折に撮影をいたしました写真を今から投影させていただきます。ちょっと人の顔がはっきり映ってございますので、資料として配付できませんので、投影のみとさせていただきます。

すみません、ちょっと前に出て写真を示しながらということでございます。まず兵庫県でございまして、ここがちょうどメインのサンキタ通りというところでございまして、居酒屋もございまして、賑やかな商店街でございまして、これの左手のほうに居酒屋街が広がります。従いまして、客引きはこのサンキタ通りの方に出てきて、客引きをしているというような現状がございまして、これをちょっとご覧いただくとわかるように、こういった客引きというのが立っていると。そんなに沢山立っているというわけではないのですが、こちらの方は奥の方にどんどん広がっておりますので、こういった表の通りまで出てきて客引きをしていると。これは客待ちの状態になっています。

ここに実は2人ほど警察官とこちらが県の指導員となります。これが先ほど申し上げました月2回実施をしている合同警戒でここに立っている。ここに見られるのが客引き、これも客引きです。こういった指導員や警察官が立ちますと、当然ながら客引きは客引き行為ができなくなり、あと人数も減ります。ただ、一定規模の者がたむろって様子を伺うといったことをしてございます。

これは私どもが訪れたときに、これが県の職員の方、指導員の方、この方も県の職員の方なのですが、こうやって普通に客引きもいるといったことがございます。ただし、もちろん行動はしなくなりますし、逆に情報収集するということなのか、寄ってきたりとかという状況もございます。

総じた印象といたしましては、完全に無くなってはおらず、若干いたちごっこのところはございますが、全体としては非常に穏やかというか、かなり目立った迷惑な行為、極端にががつとやってくるというところはかなり抑えられているように見えます。お聞きすると3割程度は減っているということでございますが、先ほど申し上げたような警察と一緒に合同警戒といったようなもので、かなりのところ抑え込んでいるなということもございまして、そうはいつてもなかなかこういった形で無くならないなということもございまして。

これもこのように立っていて、これは3名いますけれども、こういった形の活動を毎月2回やっているということでございまして、因みにこの方というのも、単に警察署の方とい

うよりは歓楽街対策、こちらは暴力団関係が多いということで暴力団の歓楽街対策のチームが組まれておりまして、こういった方だけでの巡回というのもされているところがございます。

続いて大阪でございます。ここは戎橋のところでございます、非常に人の数が多いということで、外国の方も多いといったところでございます。実は指導員の方がここに小さく映っております。ただ、ここは1人だけのように見えるのですが、これは比較的早い時間・18時ごろの時間帯なのですが、ここだけで5・6名配置されております。ご承知のようにここは非常に有名なスポットというか、道頓堀にとりましての顔となっておりますので、ここに客引きを近づけない、特に観光客の方に寄せつけないということで、この時間に集中しておりますので、実は客引きはここに全く映っていません。では、どこにいるかと申しますと、次の写真をお願いします。これの手前側の方で手持ち無沙汰でいるという状況になってございまして、この時間帯というのは非常に大人しくしているというのがございます。

また、大阪の条例の特徴でございます、じゃあ客引きがいるじゃないかと思われませんが、自店舗前1メートルは客引き行為ができます。ですので客引きを見ても、必ずしもこの店舗か分らないと、違法とも言い切れないという部分がございます、そこはちょっと分かりにくいということがございます。ただ、少なくとも規制エリアの先ほどの指導員の多い戎橋には全く近づかないという状況です。

次、お願いします。

これは先ほど申し上げた1メートルルールのほかに、規制エリアのすぐ近くですけれども、規制エリアに入っていないので普通に客引きがおりますし、客引き行為もされる。これ自体がもちろん許された行為ですので問題はないのですけれども、先ほど申し上げたストリート単位・「筋」単位で指定をした結果、非常に分かりにくいというか、客引きがそのエリアからいなくなるというよりは、その通りからはいなくなるのですけれども、横を見ると、というような状況となっております。

こちらの方は、先ほど戎橋でもご案内しましたけれども、自店舗前は可能ということなのですが、当然話し声をかけてお客さんがとまってくればいいのですけれども、止まらないと一緒に動いていってしまつて限度を超すと注意されると。指導員等がいれば、すぐ注意をするのですが、やはり油断すると離れていってしまうということになります。ただ、その場合も直ちに違反行為と言えるかという、その1メートルという範囲を若干越えたという場合もありますので、なかなか規制というのか、指導が難しいなということがございます。ただ、かなり人数が、さっきからご覧いただいておりますとおり、かなりお客さんの数も多いということがありまして、その中では結構危ないとかそういったことが、時間も早いこともございますけれども、かなりコントロールは聞いているように思います。

これも大阪市の職員ですね。たまたま顔は分からなかったのか、取り締まり担当なのですが、客引きががつんと言われてきています。同じ関西ではございますけれども、大阪の客引きの特徴はどんどんきます。神戸は仙台なんかと近いところがありまして、先ほど行為は大人しいと申し上げましたけれども、断ると離れていきます。大阪もつかまれるといったことはしないのですが、ちょっとでもお話をしますと、こうやって延々ついてきます。こ

れは市の方が我々に見せるためにちょっと話しかけた途端、食いついてくるといったようなことがございます。ただ完全に断ると、そんなについてくるかという、そういう状況はなく、そこはコントロールされているのかなといったところでございます。

新宿でございます。ここに青い職員が、ちょっと小さいのですが映ってございますが、これは業務委託でやっております者でございます。実はマイクを使いまして啓発の呼びかけをしています。彼らは取り締まりをしませんし、指導はいたしませんけれども、彼らが違反行為をしないようにと呼びかけることによって客引きを抑えているということがございまして、実はこの周辺に客引きというのは見られなくなったということです。

ただ、新宿区のお話ですと、全体として、では本当にいなくなったかというところではないということで、彼ら指導員の活動エリアを日々変えながら、抑え込みを図っているところでございます。

これでもやはり全然客引きは我々見た日はいませんでした。歌舞伎町はちょっと見ていけませんので分かりませんが、新宿駅の周辺というのは、実はほとんど見られない。

これは、地元の方のこともあります。元々新宿区の条例は、地元の商店街、歌舞伎町も含めまして全商店街の合同の要望ということで始まったということで、非常に地域も熱心という部分がございます。やはりここでも客引きは見られず、呼び込み等が店舗前に立ってどうですかということは見られますけれども、客引きは見られません。

こちらやはり客引きとかは見られなくて呼び込みがいるだけといったところ。ちょっと話しかけてくるような感じの呼び込みがないわけではありませんけれども、基本的には店舗前で動かないでやっているという現状でございます。

こちらこういう形で、後はこういう分かりやすい「生ビール299円」みたいなものを持って、お客さんに見せるような形でやると。あくまでも店舗前のところで、お客さんがちょっと話しかけるのが多いかもしれませんけれども、基本的には動かないです。その代わり、結構人数はいました。店舗前に2・3人ということでやるということですが、いわゆる客引きというのがこの段階では見られていないということ。先ほど申し上げたような巡回による広報ということで、今この地区は大人しい状況かなと拝見いたしました。

港区でございます。これは新橋のところでございまして、ここが、SLがあるいわゆる「SL広場前」でございます。ここに黄色い人間がおりますけれども、これが先ほど42名もおります警備会社の職員でございます。委託なのでございますけれども彼らは呼びかけだけではなくて具体的な指導もいたします。彼らがここに張りついておりますので、こっちにもちょっと2人ぐらいいるのでございますけれども、客引きが広場内にはいない。

では、どこにいるかという、この手前側になりまして、手前側というのが居酒屋が広がっておりますけれども、こういった形で彼もそうだし彼もそうということでいます。彼らは形としては、チラシを実は持っていて、チラシを配るということで、あるいはチラシを見せて「どうですか」的にぎりぎりのところでやっているということで、道路使用許可も持っています。ですので、特徴としては分かりやすい格好をしています。これは仙台の街中の客引き、特にアーケード街ですと客引きかどうかも分からないような格好の者がおりますが、これは彼ら自身が宣伝になるようにということで、例えばこの方、和食系のものでしたけれ

ども、和食らしい格好とか皆さんそのはっきりわかる格好で出て、声かけてもらったらラッキーだし、店舗名とかを連呼したりしながらやっています。

ただ、やはりまだこの時間、人も少なかったということもあってたむろっているのですが、人が集団で来ると一気に寄って行ってチラシを見せたりという活動をしているということでもあります。

そんな中も、客引き行為をしてしまって、これはちょうど指導書が切られている瞬間に出会いましたので撮影をしております。この2人が指導員、3人いますね、指導員です。この方々は警察官のOBとかというわけではなくて、警備会社が一から育てた方々ということでもあります、こちらの方が警備会社の方で警察のOBの方ということです。こういった形で指導を街頭で行うといったことをしているということでもあります。

後は、先ほど申し上げたのと同じようにメニューを持っているので客引きのようにも見えるのですが、こういったチラシというのを差し出すということでやっております。ですので、見ている範囲ですと「どうですか、何々屋です」といったところで止まっています、それ以上は進まないといったことがございます。

あと同じようにこの若い男性なのですが、ホワイトボードを持っていてこのホワイトボードの縁に明かりがつくようになっております。この時間帯はまだ明るいので分からないのですが、暗い時間帯になるといわゆるネオンがついた状態になりまして、そういったものを見せながら活動するといったことがございます。こういった活動自体は、当然ながら特段規制されるものではないといったことがございます。

全体を通して、新橋もかなりのお客さんがおり、居酒屋もかなりの競争ということがございまして、その宣伝をするものというのが依然として非常に多いということでもありますけれども、露骨な客引き行為ということではかなり抑制は効いていると思っております。その中で、こういった活動をしたという事はしておりますが、一方で例えば先ほどのチラシ配りについてもきちんと道路使用許可を取ると言われておりますので、全くそういったものがなくなるということではもちろんありませんけれども、かなりコントロールは効いているのかなという印象でございました。

以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました①から③のことに関しまして、委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○佐々木（廣）委員

今回は罰則が過ち料なんですけれども、具体的な運用に当たってなんですけど、客引きを受けた方、あるいは勧誘を受けた方、善意の第三者ですね、俗にね。この方たちに対して、何か協力を求める、住所など聞くとかあるいは答申書みたいなものをちょっと書いてもらうとか、そのようなことは検討あるいは想定しているのでしょうか。

客引きに実際にあつて、例えば相手が否認しようが否認しまいが、客引きを受けた方、善意の第三者ですね、そこに行つてね。この方に対して、例えば住所・名前を聞くとか、それから後は簡単な、客引きを受けましたというような答申書を書いてもらうとか、そのようなことは検討、あるいは全く協力は求めませんか、どちらなんでしょう。

○市民局参事兼市民生活課長

やはりそれは、先ほど申し上げましたように客引き行為が成立するためには相手方とのそういう話がされたという一連の行動がありますので、通常の風営法での取り締まりと同様に、客引き行為を受けた方のご協力というのも非常に欠かせないと思っております。例えば難しいのが、結果として最後は交渉に見えてもお客さんが客引き・客待ちをしている者に声をかけて交渉になるというのは、実は許されるという側面がありますので、ポイントとしては確かに私はこの人から声をかけられてお店に誘われたんだということは、非常に重要なところでございます。具体的にどういった形でやるというのは、今後取り締まりの具体を詰める中で考えていきたいと思っておりますけれども、そういった客引き行為を受けた方の協力というのは、やっぱり欠かせないものと考えております。

○佐々木廣美委員

たまたまそこを通つたというだけの方が、後々何か住所を聞かれた、あるいはお店に強引に誘われるとか、大変不快な思いをした・迷惑を受けた方であると、最低限度それを念頭に置きながらやっていただければと思つただけです。以上です。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

○金会長

それでは次に、佐々木好志委員、お願いいたします。

○佐々木好志委員

今回、勧告・命令・公表及び過料の対象になっているのは、禁止行為をした者なのですが、禁止した者を特定するために、調査等というのが資料3-1の項目8にあつて質問ができるということにはなつてはいるのですが、その氏名を本人が名乗るのを拒否したり、偽りを述べたときに、その人を特定する方法というのは、どんなイメージで考えていらっしゃるのでしょうか。

○市民局参事兼市民生活課長

質問を行った場合の対応というのは確かに非常に難しいと聞いておりまして、なかなか名乗らない。あと名乗つた場合、当然身分証明書の提示を求めますけれども、見せないといったようなことは大きな課題だとは聞いてございます。

他方で、その対応策として工夫しているところはということかということで、視察地でお聞きしますと、客引きも毎日、指導員も毎日いるということで、粘り強く聞いていくのだということが肝要だと聞いております。なかなか初めて会って言うかということ、やはり言わない。あるいは嘘を言う。実際、関西の兵庫とか取り締まりが進んでおりますけれども、それでも今聞きますと、命令を出してみたところ、過去に違う名前を使っていたことが確認できたといったようなことがございます。なかなか強制力が限られるといったところでございまして、私どもといたしましては、指導員によって、街頭にいる者が一体誰で、どういった活動をしているのかというのを一定把握しながら、名前を言わないということがかえって不利になるというような関係づくりというのは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、粘り強い働きかけが必要なのかなということは、お話を聞いております。上手くいっているとされている地域でも、最初はそんなことはなかったというようなお話はさせていただきました。

○佐々木好志委員

今の関連なのですけれども、多分難しいだろうなと私もイメージはしていますが、交通事故とかであれば、警察が当事者を特定してそれに行政が乗っかるという二段階でできるのですけれども、特定するのが行政なのでかなり負担が大きいだろうと。ただ、例えば自主的に名前を名乗った方々が、例えば勧告を受け、命令を受けという形になったときに、氏名を名乗った人が例えばある程度のペナルティーを受けて氏名を名乗らなければ、例えば何回か粘り強いその信頼関係ということで、勧告を出される時期が遅れるとなると、これは間違いなく名乗らなくなると思うのです。恐らくそういう情報が共有されれば、名乗ることのメリットがないというか、名乗らないことのメリットが大きいということになると思うので、恐らく名乗った場合と名乗らない場合の、ある程度のペナルティーというものが公平になるといいますか、そういうところもある程度始まったときには対応していただかないとうまくいかないのではないかと危惧されたものですから、ちょっと意見を言いました。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。取り締まりにあたってやはり注意すべき点として、非常に重要と考えておりまして、取り締まりやすいところとか協力しているところが、結局のところ取り締まりのメインのターゲットになってしまいますと、何か協力したり大人しくしている者が馬鹿を見るじゃないですけど、不利になるということがないようにというのが非常に重要なポイントと考えてございます。

今、私どもようやく中間案を取りまとめまして、今後具体の取り締まりということで今検討を始めたところでございまして、今ご指摘のところは非常に重要と思っておりますので、先に始められたところは、ここをどういう風に乗越えられたのかというのも、ちょっと情報収集をしてみたいと考えております。

○金会長

他にございますでしょうか。

○桔梗委員

桔梗です。説明と、あと今私が質問したかったことを佐々木委員が質問されて、回答を一部いただいていたので状況を少し知ることができました。

それと含めてなのですけれども、実際に摘発といいますか、勧告というか、指導と、このフローによってやっていった場合に質問が幾つかありまして、公表と最終的に書かれています。今中間案をまとめているところで仙台市の公表とはどんな場所でどんな形で公表していくのか。若しくは、先進事例とか他地域事例のところでの公表というものをやっているとしたら、どんな形でやってきたのかということをお教えいただきたい。

それから、これを遂行するにあたって、もちろん警察との連携というのがあるのですけれども、もしかするとどんなことでも強弱をつけながらとか、ステップとかフェーズをつくりながらということになっていくのかなと思うのですが、今おっしゃられた佐々木委員のお話にも紐づいていくのですが、何度も摘発を受けているような場合は警察と強固な連携のもとに、条例だけじゃなくなるとか、何かその垣根といいますか区分といいますか、結局初めてやっている部分に関しては、市が拘束力を持って指導していくんだけど、どの程度になったときにそれは警察が出てくるかとか、連携が強固になるかというか、その棲み分けといいますか区分というところが、ある程度想定の上で区分ができればいいのかなと思いました。

その2点を、1つは意見・1つは質問なのですけれどもご回答いただければ、よろしくお願いします。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

公表の方法でございますけれども、既にやっているところの例としましては、行政が一般的にあります行政の掲示板への公告というのが一つ。もちろんそれだけでは市役所に掲げるだけでございますので、通例はインターネット上で氏名や事業者名等が公表されているというやり方でございます。私どもが行っている現在での公表、他のこの条例ではなくて、やっているのも同じように市役所の掲示板への掲示と、それから市のホームページに載せるといったことですので、同様のことになるかなと考えてございます。

それと、何度も摘発した場合、確かに悪質な者に対してどう向かっていくのかということ、なかなか難しい問題がございます。警察の取り締まりの対象となるような、しつこいといった、掴むといったような行為というのが隠れているのであれば、ともにそういったことを見つけていくということもございまして、居酒屋を装っていても実は風俗の客引きだということであれば、そこを追っていくといったことがございまして、従いまして、悪質な者に対しては警察とも連携しながら、条例ではなくて風営法や迷惑行為防止条例、警察の取り締まりの対象となるものがあるものについては連携しながらやっていくといったことは必要だと思っております。

ただ、そういったものに当たらないけれども、しつこくというか何度言われても繰り返すといったものに対して、どのようなアプローチができるかというのも、今後少し検討してみたいと考えております。

○桔梗委員

ありがとうございます。勧誘があまりにも国分町界限は身近なものですから、私も例えば学生と一緒に飲みに行ったりとかいろんな場面で見ているし、実際に勧誘もされるし、でもそれを逆に消費者になってしまうと、よく知っている場合にはこちらが活用するという場面も出てきます。そうすると、今無くなりつつある、それがいけないものであるというものが、市民にとっても事業者、事業者は分かっていることだと思いますが、ただ一番最初にこちらの委員会でも先に述べさせてもらっているように、アルバイトをやっている本人の学生が分からないということもあると思うのです。ただ、この方策が、施策がちゃんと浸透してそれを違法のものであるというのが、使う方も使われる方も、全体的に浸透していったときには、多分いろんなことが消えていくのかなと思うのですが、現状そうはいつでもやっぱりまだ立っている。それを活用している姿も見ているし私も活用したことがあるということで一つ素朴な質問なのですけれども、彼らが立っている。二次会だ三次会だってどこへ行く、店が分からない。じゃあ、あの人に聞いたらと行って勧誘している人のところに行って、案内を受けて逆に行ってしまう。それを利活用してしまった場合というのはどのようにお考えですか。ちょっと私の中では自分の中で咀嚼できなかったもので、そこをどのように線引きしていくのかということが、既にもう案として固まっていれば教えてください。

○市民局参事兼市民生活課長

先ほど客引き行為等の定義のところでも申し上げた定義からすると、例えばただ立っただけで、どこの、例えば居酒屋か分かりやすくしていた。そこにお客さんがやってきて、話しかけて交渉が始まるということは、この条例の規制の今の中間案では対象にならないといったことはございます。

ただ、そうすると何が起こるかという、客待ちで立っている人がたくさん生まれるというような、先ほど写真でもご覧いただいたように、積極的な客引き行為というのはしなくもないけれども、基本はチラシ配りであったり、立っていることによってお客が寄ってくるのを待つといったようなことが見られなくもないという可能性は、すごくあると思っております。なかなかこれを直ちに、そこまで踏み込んで問題だということまではなかなか言い難いということがございますけれども、そこは規制が実際に入って運用される中でどう変化するのか見ながら、我々として法的に規制をかけるというのはかなり難しいということがございますので、そうしますと啓発的なところで、そうはいつでもそういう人が沢山いることは迷惑だといったこともございますので、状況を見ながら必要な啓発とか対策は考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○桔梗委員

すみません、何度もありがとうございます。長くなって申しわけないのですが、やはり物事って、今までも仕事とかこういう行政の施策に関して思っているのが、一つその摘発とか規制というものをかけるときは、逆に言ったら代案として、じゃあその転換策としてニーズがあって、今の事例ですけれども、客のほうがそれを利活用しているという現状も見ている。私も実際にある。であれば規制をしてしまうと、じゃあ、そのニーズをどのように解消するかということも出てくるので、規制と合わせて中間案でまとめられるかなと今まで議論がなかったのではないかと思うのですが、次のフェーズに進むときには、ぜひその代案ですね。活用したいというニーズがあるものに対してどう出すか。例えば、各社いろんな今インターネットに飲食店情報があるし、それはフリーペーパーもあるんですけども、でも多分私も含めて活用したいと思うときには、そのとき必要だからといったときの対応に何らかの案内所がある。それがバーチャルなのかリアルなのかかわからないけれども、その案内システムが何かあるという両方の施策というものがあって初めて摘発ということと、それからニーズに対する対応というものがあって、その安全なまちづくりとつながっていくような気がするので、ぜひ次のフェーズではその議論をしていただければいいかなと感じました。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

我々としましても、宣伝をしてお客さんを集める行為ということ自体は基本的に許される行為と考えていますので、代替という部分ということなのですが、これがなかなか難しいということでございます。

国分町地区などの方々ともお話しするのですが、例えば店舗紹介というのを行政自らがやれなくても、例えばホームページを立ち上げて紹介するのはどうかという話をしますし案内所のような話もしますけれども、例えばすごく特色のあるサービスができるという店舗であれば、そういった紹介の場所を得ることによって、あるいは国分町地区が年に1回とかやっていますけれども、街頭で国分町地区内に屋台を出すといったような形で紹介をするというものがあれば、商品がある場合についてはそういったもので知っていただいて、お客さんが来るというのがございます。ところが、多くの場合安いという点でやっていますので、非常に差別化がしにくいというのは、実は客引きを行っている店舗に多く見られるところです。そうすると、他の店舗よりも一歩前に出るしかないというようなことは、ホームページどうですかと言われても、紹介してもらうのは有り難いのだけれども同じように価格で競争していますから、お客さんの前で一歩前に出たいということになると、案内所ができて、紹介してもやはり一歩前に行くのではないかということです。ここはなかなか行政だけでは厳しいと考えておまして、現在国分町地区なんかに対しまして、地域の中でも条例を見据えて、その後自分たちが何をやるんだらうというところでお話をされていると聞いておまして、そういった部分について行政としてできることは応援していきたいと思っておりますし、地域の中でできる、その代替の部分ということでご提案いただくと有り難いなと考えております。ありがとうございます。

○金会長

他にございますでしょうか。

○渋谷委員

一つは質問なのですけれども、この客引き行為に当てはまらない呼び込みについてなのですけれども、画像で拝見しましたらお店の前1メートルというお話がありましたけれども、仙台では、そんなことは考えていらっしゃるのかどうか、ちょっと確認したいと思いました。前、お話にもあったようには思うのですけれども書いてごさいませんでしたので、該当しない呼び込みというのは、別に1メートルにこだわらないのかどうかというのを、一つ教えていただきたい。

○市民局参事兼市民生活課長

まず、1メートルという話をしましたのは大阪市の客引き行為の規制の仕方として、大阪市は自店舗前1メートルの範囲であれば客引きをしても構わないという立てつけになってございます。自店舗前であるので、それぐらいは許されるだろうというお考えがございます。他方で、資料でご提示を申し上げました呼び込みというのは、そもそも客引き行為に当たらないと考えております。基本的に呼び込み行為というのは、店舗前で行われるものと考えておりますけれども、チラシを配りながら広く声をかけていくという行為というのは、当然店舗前だけではなくて想像されますので、必ずしもこの1メートルということ、自店舗前かどうかというのは、必ずしもそういう制約がかかるわけではないと考えております。

○渋谷委員

分かりました。

後は、運用のことについてなのですけれども、この条例が運用されるときに地域団体とか、警察とかという方たちがどういう形になるのか、具体的なことはちょっとまだ想像できないのですけれども、国分町とかあるいは歓楽街だって、大人の楽しめる場所としてまちづくりの中では重要なところだと思うのです。それで、単にそういう呼び込みとかお客さんに来てもらう呼びかけとか全くだめだというのではなくて、楽しく遊んでもらうためには、その地域のご商売をなさっている方たちも巻き込んだような形になるのが理想じゃないかなと思うので、その辺のところ、地域とおっしゃってもどういう方たちにどんな風に運用のお手伝いをしていただけるようなことを考えていらっしゃるのか、ちょっともしそういうのがありましたら、お聞かせ願いたいなど。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

現在、規制区域の指定ということで想定いたしておりますのが、中心部・アーケードの商店街と国分町ということになります。中心部の商店街につきましては、商店街で作っております、文字通り中心商店街の活性化協議会ということで、元々は活性化して頑張っていこう

という組織がございまして、そちらに客引きの対策の部会がつくられ、そこと協議をしております。従いまして、これまでの議論でも規制内容について議論してまいりましたし、中間案が取りまとまりましたので今後は条例後、今お話があったように行政と地域が一体となって、どういった活動をしていくのがよいのかといったことを議論していきたいと思っております。

また、国分町地区につきましては、かねてより地元の町内会や地元での関係団体との集まりであります国分町地区の安全安心街づくり推進会議というのがございまして、ここにやはり客引きの対策部会があり、この中で様々議論してきたところでございます。同様にこの推進協議会と一体となりまして、今後地域での活動としてともに何をやっていくのかというのは議論していきたいと考えておりまして、今我々が想定しております両地区につきましては、このパートナーとともに、というのを今基本と考えてございます。

○金会長

他にございますでしょうか。

○佐々木好志委員

私、個人的に仕事終わって家に帰るまでにアーケードを通って毎日帰っているのですが、やっぱりかなり危ないなと思うところがあって、例えば中央通の名掛丁とか藤崎の前あたり、辻になっているところがあるのですよね。そこに真ん中に何人か立っていて、何かこう疲れきったサラリーマンの方々がそれを避けるようにして歩いているのと、若い子たちが、ながらスマホみたいになっていて、これって例えば道路交通法上の通行の妨げを禁止するとか、何か少なくとも全体をやる必要はないにしてもここは危ないんじゃないのというところについては、現行の例えば規定で何か警察と連携をとって指導なりというのが、果たしてできないのかなというのは、ちょっと疑問に思っているのですが、そんな協議はなさっているのでしょうか。

○市民局参事兼市民生活課長

まず、今お話しあったのが、確かに藤崎前のところにたまっているとか、さらにそこから進みまして、三越に進む途中の車止めのところに主にいわゆる勧誘待ちと思われる風俗のスカウトというものが中央に陣取っているの、皆さん脇に避けるといったようなことがございます。また道路交通法上を考えると、横断歩道上というのが一番町四丁目のディズニーストア前もそうでございますし、それから更に進んでクリスロードとの間・阿部蒲鉾の前のところ、あそこも結構横断歩道上でやっているといったことがございます。なかなか通行の妨げになっているということがございまして、私どもが聞いておりますのは、警察署において摘発というところまでは困難と聞いておりますけれども、指導・警告は随時周期を決めてやっているというところでございますし、横断歩道上は大変危険でございますから、そういった取り締まりというのはされていると伺っております。

○金会長

赤間様は、何か今のお話で補足すること、警察としてございますか。

○赤間調査官

警察本部の赤間でございます。

ただいまのご質問の関係ですけれども、先般やはり警察の方でも例えばディズニーストア前は、皆さんご存じかと思えますけれども、あその前は、結構横断歩道に案外と居酒屋の客引きも来るということでどうにかして検挙できないかと大分検討いたしました。一番は、皆さんご存じの道路交通法の禁止行為という部分があるのですけれども、ただ行政指導として注意する部分にはもう一向に構わなくて、それはもちろんやっていますのですけれども、そこをでは道路交通法の違反として検挙するかというとこれはまたハードルが高くて、実際のところ検察官にうちらも相談しておりまして、ちょっとやはり検挙するにはということがありました。うちらもそれで検挙できれば一番越したことはないのですけれども、では本当に法律で処罰するだけの悪質性・迷惑性という部分がなかなか彼らはそこまでやってこないという部分もありますので、いずれ今のところ頑張っ、て、道路交通法を根拠にやめなさいよという指導を積極的に繰り返しているのが実情でございます。

○金会長

どうもありがとうございました。

まだ何かご質問がございましたら、次の協議に進めさせていただきまして「その他」がござい、ますので、その時にまた改めてご発言いただきたいと思うのですがよろしいでしょうか。

—異議なし—

④中間案に関する市民意見募集及び今後の予定について

○金会長

では、続きまして④中間案に関する市民意見募集及び今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それでは、資料4-1をご覧ください。中間案に対する市民の意見募集及び今後の予定についてご説明申し上げます。

市民の意見募集につきましては、資料4-1及び4-2のと通りの資料に基づきまして、意見の募集をいたします。募集は、明日より10月18日まで、意見の提出方法は、郵送・ファックス又は電子メールということでございます。

周知方法といたしましては、市政だより10月号に掲載するほか、ホームページ・中間案の配布、関係機関・関係団体に対応する周知説明によりまして行ってまいります。

提出されたご意見につきましては、それに対する本市としての対応状況とあわせまして、市のホームページにおいて公表を予定しております。

今後のスケジュールでございますが、10月18日までの市民意見の募集、11月に募集結果の公表を行いまして、最終的に12月の市議会第4回定例会に条例案を提出したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして委員の皆様からご意見などございましたら、お願いいたします。

○桔梗委員

桔梗です。今ご説明ありがとうございました。

仙台市の施策ということに限らないと思うのですけれども、何事をするにつけてもやはり周知方法が非常に難しいことだと、今までもいろんな委員会に関わって思っております。そこで幾つかも、今までも提案させていただいているのですが、私がお話するまでもなく仙台市の職員の方々もよくよくはご承知だと思うのですが、今というかも何年も前から仙台市では、例えば市民センターですとか、のびすくですとか、ああいう仙台市の各所轄のところイベントを行っていると、何か募集をしているとか、例えばそういうものというのは、インターネットで市民が登録をするとそこから情報が得られるというシステムをやられています。それは例えばごみの収集・回収に関しても、観光局のところをクリックするだけで、だから仙台市のメニューが全部一覧であって、クリックすると全てがそれがインターネット上で個人に配信される。それは私の関わっている地域のお年寄りですとか、私が今まで関わってきた子育てのサークルですとか、様々なところで全部それをクリックしていけば、全部ネットで来るからネットで情報を収集しなさいとお話もしています。なのでこのようなところも、今回この委員会でお話するのは初めてなのですが、せっかくこういうところでコメントを募集するとか、施策の周知をしていくというところには、やっぱりそのネットの情報若しくはパソコンだけではなくて、それはもちろんスマホ対応になっているので、そういうところでも周知というところで、仙台市はせっかくその素晴らしいシステムが確立されているので、ぜひそちらの周知のシステムにアクセスしていただきたいと思います。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございました。

今、ご提案がありましたのは、本市が実施をしておりますメール配信システムのことと思います。これは、ご希望する分野について設定いたしますと例えば自分の地区の紙ごみの日のように、月2回しかないので忘れやすいものとかについてご登録いただくと、その日の朝に

配信するとか、仙台の方について予防接種の案内を、一般的な案内になりますけれども出すといったようなシステムがございます。またご登録した分野に関しまして、市が積極的に広報したい分野、例えば健康の分野に登録いたしますと、健康に関するもので市として広めたいといったときは、その方々を対象に配信するといったことをしております、実は防犯関係も持っておりますので、我々とするところの防犯というところが入り口となりますので、そこでの配信というのもちよっと考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○金会長

他にございませんでしょうか。

○西條委員

西條です。私も周知方法について、あと意見等の取り扱いについてということで、市政だより及び市のホームページとあるようなのですけれども、果たして客引き行為を行っている連中がこのようなものをどれだけ見ているのだろうかということについて、非常に疑問に感じております。彼らに告知しないと、客引きがやはり場合によってはよくないものだとすることを自覚していただく必要もあるかなと思いますので、そういった意味ではSNSを積極的に活用していくべきなのではないかなと。この辺が現状と、仙台市ともちよっとずれがあるのではないかと感じておりますので、ぜひ改善を行っていただきたいと思います。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

やはりその周知の問題というのは、我々としてもなかなか難しいなと思っておりまして、配布先といたしましては、各総合支所・情報センターと一般的にするものとしております。あと、地域、国分町地区の関係の皆様とか、中心部の商店街関係の皆様には個別にご説明を、今回ってはいますけれども、ではそこにいる個別の飲食店とか客引き行為に従事している者たちへの周知、特に中間案の段階で意見募集というとなかなか難しいところとは思っております。

一つが、客引きを行っている者も、今街頭での啓発段階で月2回ほどディズニーストア前に参りますけれども、やはり報道とかこういった活動を行うことで、様々報道されることによって、大分伝わってきているというところがございます。そういった意味での広報という点についても、我々も今後とも積極的にやっていきたいと思っておりますし、多分この後の問題、特に今のご指摘はこの後いよいよ条例ができて規制が始まったときに、どういう風に周知をしていくのだといったことについては、やり方について更に考えていかなきゃいけないと思っております、研究していきたいと思っております。

○金会長

他にございませんでしょうか。もうお一方ぐらいでしたら大丈夫ですが、時間的によろしいですか。ありがとうございました。

(2) その他

○金会長

以上で予定された協議は終了し、(2) その他に入らせていただきます。皆様や事務局から何かございますか。

○市民局参事兼市民生活課長

事務局からは特にございません。

○金会長

皆様から何かございますか。先ほど申し上げた①から③のことでも構いませんが。

○原委員

ちょっとかなり戻るので質問控えたのですけれども、すごく基本的なところでこの条例、公表という部分があると。それで、その者の氏名ということは個人名ですよ、個人名。

○市民局参事兼市民生活課長

客引き行為の実行者が公表される場合は、その方の個人のお名前になります。

○原委員

この件について会議を重ねてきたと思うのですけれども、その中で専門業者が主だった方たちということになって、そこに雇われている方であったりとかこういった客引き行為をしてほしいということで、アルバイトの学生であったりとかということで話を伺っていたのですけれども、公表となって個人名といったときに周知徹底と啓発のことにすごく問題があったと話していたのですけれども、なかなか学生の方でこういった行為が違反であるということもよく分からずに、そしてこういった専門業者はいろいろと百戦錬磨で法的な抜け道とかいろいろお考えになってやっていらっしゃると思うのですよね。

その中で、この公表について先ほども佐々木委員の方からのお話とかもあって、被害を受けられた方のお名前とか、後は自分で名前を名乗らなければどうなのかというようなお話もあったのですけれども、その学生が結局安易に名前を言ってしまって、それでブラック企業みたいところに引っかかってしまってなかなかこれがやめられずに脅迫めいたこともあって、またこの名前を言ってしまってと重ねてしまった場合に、公表という風な、だからその部分ではかなり公表される前にはいろいろとお考えもあって、そこにいろいろなものが入るとは思うのですけれども、当然入ると思うのですが、先日テレビで川崎駅前の客引き行為の防止策として、ライブカメラを使ったものをテレビで報道していたのですよね。それは何かというと、ご存じの方もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、防犯カメラを商店街の方がずっと見ていて、これは客引きだなどと思ったらマイクで商店街に向かって、その方

たちに向かって、今あなた黄色いシャツを着たその女性、今客引き行為を行っているから直ちにやめなさいという形でみんな散っていくというようなので効果のある程度出しているという報道だったのです。

でも私はこの会議にも出席していて、ある側面、人権とかそういった問題に対して、アルバイトをやっている方ではあると思うので、ちょっとその辺の配慮とかというのはどうなのかなど。だから、規制をする側というのはやりすぎではいけない、人権を考えなければいけない部分という、そういう視点を必ず大事にしていきたいなということで、ちょっと意見をさせていただきました。

○市民局参事兼市民生活課長

まず、公表までに至ることは1回見つかったから公表ではないという点でございます。やはり今回の規制の対象となる行為というのが、かなり悪質なものであるということではないということ踏まえまして、勧告・命令という過程を踏みますのは、各過程で必要な指導を行うと。これは違法な行為であり、最終的にはこういった公表というのものもあるのだということを、まず丁寧に周知して行って、やめなさいという指導をするというのが、まず1点ございます。

その上で、更に公表にあたっては、実は原則命令違反で現認しますと過料を科しますが、他都市の運用状況を見てみますと、一律に公表されているわけではなく一定のやはり配慮がされております。主に公表されておりますのは、やはり事業者ということになります。会社であったり、個人事業主であったりということもございます。又はその者が繰り返すと。つまり過料を何度も受けるといったような、一定の悪質性がある中で公表を判断していかなきゃいけないと考えてございます。

あと、以前のことでもお話をしたかと思いますが、もう1点が大学生というよりも、未成年者問題というのは、やっぱり非常に客引きを行っている者、未成年の者が結構おりますので、未成年者については例えば基本的には行わないという運用をしているところもございませう。大学生についても、そのような運用を大阪市ではしていましたけれども、あまりにも大学生による客引きがひどいということで、そこはもうやらざるを得ないというような議論もされているということでございます。

いずれにいたしましても、公表に至ります過程において、我々としても過料を取ったり公表することが目的ではございませんので、各過程で言って聞かせるといったことは必要だと思っておりますし、公表にあたりまして、今後具体的な基準とか考え方は整理いたしますけれども、原委員もご指摘のような、やっぱり一定の考慮はしなきゃいけないと。先ほど申し上げましたインターネット上の公表というのは非常に怖い側面がございまして、一旦流出して記録されてしまいますと、市のホームページから消えても実際消えないといったような問題もございませうので、そこは慎重に考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○金会長

他にございますでしょうか。

—意見なし—

○金会長

では、時間でもございますので、これにて議事は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。

皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

3 閉会

○市民生活係長

委員の皆様、ご審議いただきましてありがとうございます。

この会議につきましては、今回が任期中最後の会議となる予定でございます。

最後に、市民局長の斎藤より皆様へご挨拶を申し上げます。

○市民局長

市民局長の斎藤でございます。本日は皆様、遅くの時間で、しかもこの8階ホールといういささか微妙な会場でご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

一応皆様の任期中のこの会議、本日最後の予定ということで御礼のご挨拶をさせていただきたいと存じます。

皆様、お引き受けいただきましたこの2年間、ご議論いただきました内容といたしましては、仙台市安全安心街づくり基本計画第3期、こちらの取り組みについて、それから仙台市空家等対策計画について、そしてただいま本日の議題ともなりました客引き行為等の規制に関する条例ということで、いずれも非常に重量級の話題についてご議論いただきました。ありがとうございました。

実は今仙台市、市議会開催中ございまして、ただいま申し上げました3点いずれも市議会でも質問が相次いでいる内容ございまして、その意味で言いますと非常に市民の皆様の関心の高い話題ばかりでございます。安全とか安心というのは、そこにあるというものではなくて、努力してそのような状況をつくり上げなければ実現できないという、ただいまはそのような社会状況になっているかと存じます。

この推進会議で委員の皆様方から非常に貴重な意見をたくさん頂戴することができました。これから我々安全安心街づくりの施策を進めていく上で、参考にさせていただきたいと存じます。誠に、この2年間ありがとうございました。

○市民生活係長

以上をもちまして、平成30年度第4回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

平成30年12月25日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

金 政 信 

署名委員

佐々木 廣美 

